



訴 状

2022 (令和4) 年1月25日

那覇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 三宅 俊 司

同 三宅 千 晶

〒904-2316

沖縄県うるま市比嘉12番地

原告 ニライ・カナイぬ会

代表者共同代表者 玉城 毅

〒900-0025

沖縄県那覇市壺川2-10-5 (送達場所)

電話 098-853-7309 FAX 098-8321-0420

三宅俊司法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 三宅俊司

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1丁目47-9 ザ・パークレックス代々木(2階)

電話 03-3370-2555 FAX 033370-2556

Kollect アーツ法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 三宅千晶

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

被告	沖縄県
代表者	沖縄県教育委員会
処分行政庁	沖縄県教育委員会教育長

公文書一部不開示決定取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

目次

請求の趣旨	5
請求の原因	6
第1 原告の当事者能力及び原告適格について	6
1 当事者能力について	6
(1) 民事訴訟法29条の規定について	6
(2) 原告について	6
(4) 小活	7
2 原告適格について	7
第2 本件処分に至る経緯	8
1 請求の趣旨1にかかると開示請求（移管関係）	8
2 請求の趣旨1にかかると一部不開示決定（移管関係）	8
3 請求の趣旨2にかかると開示請求（予算関係）	9
4 請求の趣旨2にかかると一部不開示決定（予算関係）	9
5 小活	10
第3 本件処分の違法性	10
1 本件条例の定め	10
(1) 本件条例7条柱書	10
(2) 本件条例7条2号	11
(3) 本件条例7条7号	11

(4) 本件条例 11 条 1 項	11
(5) 本件条例 14 条 1 項	11
2 本件不開示部分の内容	12
(1) 本件確認・移管検収書及び添付 1 移管台帳（別紙不開示部分目録 1） の内容について	12
ア 本件確認・移管検収書及び添付 1 移管台帳について	12
イ 本件不開示部分の性質について	12
(2) 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書（別紙不開示部分 目録 2）の内容について	12
ア 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書について	12
(ア) 本件当初予算等説明書について	12
(イ) 本件当初歳出予算見積書について	13
イ 本件不開示部分の性質について	13
3 理由提示義務違反の違法について	13
4 本件各不開示部分が本件条例第 7 条 7 号に該当しないこと	15
第 4 義務付けの訴え	15
第 5 結語	15
(別紙 1)	17
(別紙 2)	18
(別紙 3)	19

請求の趣旨

- 1 沖縄県教育委員会教育長が原告に対し令和3年11月2日付けで行った公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録1の公文書欄記載の各公文書について、同目録の不開示部分欄記載の箇所を不開示とする部分を取り消す
 - 2 沖縄県教育委員会教育長が原告に対し令和3年11月4日付けで行った公文書一部開示決定のうち、別紙不開示部分目録2の公文書欄記載の各公文書について、同目録の不開示部分欄記載の箇所を不開示とする部分を取り消す
 - 3 沖縄県教育委員会教育長は、第1項及び第2項の不開示とした部分を開示するとの決定をせよ
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 原告の当事者能力及び原告適格について

1 当事者能力について

(1) 民事訴訟法29条の規定について

民事訴訟法29条に規定する権利能力なき社団といえるためには、団体としての組織を備え、多数決原理が支配し、構成員の変動にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを要するものと解するのが相当である（最高裁昭和三九年一〇月一五日第一小法廷判決民集一八卷八号一六七頁参照）。

(2) 原告について

原告は、2019年11月23日に設立された団体であり、次の事項を定めた規約を有している（甲1〔原告規約〕）。

ア 活動目的

(ア) 沖縄県教育委員会、京都大学を初めとする日本国内の大学や博物館、また諸外国の大学や博物館等から、研究者によって奪われた琉球民族のご遺骨を一日も早く取り戻し、または、移管されたご遺骨を受け入れ、琉球民族の儀礼に従って再風葬を行うこと。

(イ) 研究用に琉球から盗掘された琉球民族のご遺骨に関する情報公開請求を、沖縄県教育委員会、今帰仁村教育委員会、京都大学を初めとする日本国内の大学や博物館、また諸外国の大学や博物館等に対して求め、ご遺骨の管理、研究調査、移管の手続き、法的根拠等を明らかにする。

イ 構成員

会員及び支援会員から構成され、会員については琉球人（沖縄県にルーツ

を有する者)、奄美人（奄美島にルーツを有する者）であれば何人も、会員となることができるものとされ、支援会員については、会の趣旨に賛同する者であれば何人も会員となることができるとされる。

入会の際は、会員1名の推薦及び共同代表の承認が必要となっている。

ウ 総会の運営及び決議方法

共同代表が招集する総会が毎年開催され、2分の1の会員の出席を定足数とし、出席者の過半数の同意により決議するものとされている。

エ 代表の方法

役員として共同代表を置き、これらは会員の中から総会において選任される。現在、原告の代表者共同代表のうち1名は玉城毅である。

エ 財産管理の方法等

また、会員及び協力会員は年会費2000円を納める義務を負い、会計事務及び財産管理は事務局長が行うと定められている。

そして、原告は、会員から徴収される年会費を主たる活動資金に充てることとしており、経理簿を作成して会費・寄付金の管理を行うなど、個々の会員から独立した財産を所有している（甲2〔原告通帳〕甲3〔原告経理簿〕）。

（4）小活

以上の通り、原告について民事訴訟法29条に規定する権利能力なき社団といえることは明らかである。

2 原告適格について

さらに、本件では、原告に対してされた処分の取消し等を争うものであるから、本件について、原告は原告適格を有すると言える。

第2 本件処分に至る経緯

1 請求の趣旨1にかかる開示請求（移管関係）

原告は、処分行政庁に対し、令和3年10月22日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号。以下「**本件条例**」という。）5条及び6条1項に基づき、下記の文書の開示を請求した（甲4〔公文書文書開示請求書（移管関係）〕）。

記

- ・ 沖縄人骨の確認・移管検収書
- ・ 添付1 移管台帳

2 請求の趣旨1にかかる一部不開示決定（移管関係）

これに対し、処分行政庁は、原告に対し、令和3年11月2日付けで、上記公文書開示請求について、別紙1の公文書部分不開示決定通知書（以下「**本件部分不開示決定書（移管関係）**」という。）の「1. 公文書の表示」のうち、「教育委員会が特定した公文書の件名」記載の下記文書を対象文書と特定した。

記

沖縄人骨確認・移管検収書及び添付1 移管台帳のうち個人に関する情報と移管台帳（以下「**本件確認・移管検収書及び添付1 移管台帳**」という。）

その上で、「4. 開示をしない部分」記載の通り、本件確認・移管検収書及び添付1 移管台帳のうち、個人に関する情報と移管台帳に記載された情報は本件条例第7条第2号及び第7号に該当するとして、同部分を不開示とし（以下「**本件不開示部分（移管関係）**」という。）、その余の部分を開示する旨の決定（以下「**本件部分開示決定（移管関係）**」という。）をした（甲5〔公文書部分開示決定通知書（移管関係）〕）。

3 請求の趣旨2にかかる開示請求（予算関係）

原告は、処分行政庁に対し、令和3年10月22日付けで、本件条例5条及び6条1項に基づき、下記の文書の開示を請求した（甲6〔公文書文書開示請求書（予算関係）〕）。

記

- ・ 2021年（令和3年）度当初予算・事業別細事業別概要説明書
※細事業 埋蔵文化財関連事業（E経費）
- ・ 2021年（令和3年）度当初歳出予算事業別概算見積書
7 県内文化財活用
7 埋蔵文化財関連事業
9 全史協等大会参加事業

4 請求の趣旨2にかかる一部不開示決定（予算関係）

これに対し、処分行政庁は、原告に対し、令和3年11月4日付けで、上記公文書開示請求について、別紙2の公文書部分不開示決定通知書（以下「**本件部分開示決定書（予算関係）**」という。）の「1. 公文書の表示」のうち「教育委員会が特定した公文書の件名」記載の下記文書を対象文書として特定した。

記

- ・ 令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書（以下「**本件当初予算等説明書**」という。）
- ・ 令和3年度歳出予算事業別概算見積書（以下、「**本件当初歳出予算見積書**」という。）
- ・ 埋蔵文化財保護対策九州地区協議会関係資料
- ・ 記念物保護行政担当国会議関係資料

- ・ 全国史跡整備市町村協議会大会関係資料
- ・ 埋蔵文化財・史跡担当者会議関係資料

その上で、同「4. 開示をしない部分」記載の各部分に記載された情報は本件条例第7条第2号及び第7号に該当するとして、同部分を不開示とし（以下「**本件不開示部分（予算関係）**」という。）、その余の部分を開示する旨の決定（以下「**本件部分開示決定（予算関係）**」という。）をした（甲7〔公文書部分開示決定通知書（予算関係）〕）。

本訴は、本件部分開示決定のうち、本件不開示部分を不開示とした部分（以下「**本件処分（予算関係）**」という。）の取消しおよび開示の義務付けを求める事案である。

5 小活

本訴は、本件部分開示決定のうち、本件処分（移管関係）及び本件処分（予算関係）（以下、本件処分（移管関係）及び本件処分（予算関係）をあわせて「**本件各処分**」という。）の取消しおよび本件不開示部分（移管関係）及び本件不開示部分（予算関係）（以下、本件不開示部分（移管関係）及び本件不開示部分（予算関係）をあわせて「**本件各不開示部分**」という。についての開示の義務付けを求める事案である。

第3 本件処分の違法性

1 本件条例の定め

本件条例の定めは別紙3に記載した通りであり、その概要は以下の通りである。

(1) 本件条例7条柱書

本件条例7条柱書は、実施機関は、同条例6条に基づく開示請求があったとき

は、当該公開請求に係る行政情報に同条例7条各号に掲げる情報（以下「**不開示情報**」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公情報を公開しなければならない旨を定めている。

(2) 本件条例7条2号

本件条例7条2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであって、同号（ア）号ないし（ウ）号に掲げる情報以外の情報を、不開示情報として掲げている。

(3) 本件条例7条7号

本件条例7条7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号（ア）号ないし（オ）号おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として掲げている。

(4) 本件条例11条1項

本件条例11条1項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨等を書面により通知しなければならないと定めている。

(5) 本件条例14条1項

本件条例14条1項は、実施機関は、同条例11条各項の規定により公開請求に係る公情報の全部又は一部を公開しないときは、開示請求者に対し、その理由を当該各項に規定する書面により示さなければならないとした上で、この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないと定

めている。

2 本件不開示部分の内容

(1) 本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳（別紙不開示部分目録1）の内容について

ア 本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳について

本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳は、2019年3月11日、台湾大学医学院において、国立台湾大学医学院を移管機関、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会を受領機関とする、沖縄民族遺骨（頭蓋骨）（以下「**沖縄民族遺骨**」という。）の移管の実施に際して作成された確認・移管についての検収書である（甲8〔本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳〕）。

イ 本件不開示部分の性質について

本件確認・移管検収書及び添付1移管台帳に記載された情報の性質は、以下の2つに分類される。

まず、1頁目には、「立合人」「移管機関代表者署名」「立会人署名」が記載されている。また、2頁目以下にも「移管機関代表者署名」が記載されている。

そして、2頁目以降は移管台帳であるところ、不開示部分には移管された沖縄民族遺骨に関する情報が記載されているものと考えられる。

(2) 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書（別紙不開示部分目録2）の内容について

ア 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書について

(ア) 本件当初予算等説明書について

本件当初予算等説明書は、沖縄県教育庁文化財課の担当者が作成した、文化財保存整備費に係る事業概要等の説明書である（甲9〔本件当初予

算等説明書))。

(イ) 本件当初歳出予算見積書について

本件当初歳出予算見積書は、沖縄県教育庁の各課の担当者が策定した事業計画に係る見積書であるところ、「見積額の内容及び積算」の欄には、文化財課が文化財保存整備費として歳出する予算のうち、費目毎の予算の見積額が記載されている（甲10〔本件当初歳出予算見積書〕）。

イ 本件不開示部分の性質について

本件当初予算等説明書のうち、「令和3年度の計画・特徴等」の中、2段落目の一部分が開示となっているのであるが、記載の文脈からすると、かかる不開示部分には、調査を行う都道府県等の情報が記載されているものと推測される。

本件当初歳出予算見積書のうち、15頁「④人骨関係基礎調査」の下一行目及び16頁の「7 埋蔵文化財関連事業」の下一行目の部分がいずれも不開示となっているのであるが、本件当初歳出予算見積書の他の記載事項からすると、これらの不開示部分には調査を行う都道府県等及び宿泊日数等が記載されているものと推測される。

3 理由提示義務違反の違法について

本件条例14条1項は、実施機関が開示請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、開示請求者に対し、その理由を書面により示さなければならず、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないと定めている。

この定めは、実施機関（処分行政庁）の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせて不服申立てに便宜

を与える趣旨に出たものと解される（最高裁平成8年（行ツ）第236号同11年11月19日第二小法廷判決・民集53巻8号1862頁参照）。

別紙1及び別紙2の各公文書部分不開示決定通知書には、本件各不開示部分を不開示とした理由として下記のように記載があるのみである。

記

① 「本件部分開示決定書（移管関係）」（別紙1）

「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当

- 1) 個人に関する情報のため開示しない。
- 2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」

② 「本件部分開示決定書（予算関係）」（別紙2）

「沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当

- 1) 個人に関する情報のため開示しない。
- 2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。」

かかる記載から、これに接した開示請求者において、適用される本件条例の規定及び当該規定を適用する根拠ならびに各不開示部分と本件条例の適用関係について理解することができないことは明らかである。

したがって、本件各不開示部分を不開示とした本件各処分は、理由提示の要請に応えておらず、本件条例14条1項違法であるから、直ちに取り消されるべきである。

4 本件各不開示部分が本件条例第7条7号に該当しないこと

仮に、処分行政庁による本件各処分についての理由提示義務違反の違法がないとしても、前記「2 本件不開示部分の内容」の内容からすれば、本件各不開示部分が本件条例第7条第7号には該当するとは到底考えられない。本件各処分は、全く本件条例第7条第7号に該当しないにも関わらず不開示としたか、あるいは同号を恣意的に広く適用したものであり、本件各不開示部分の情報が明らかになったとしても、法的保護に該当する程度の蓋然性のある「おそれ」が生じないことは明らかである。

したがって、本件条例第7条7号に該当するとしてされた本件各処分については違法である。なお、本件各不開示部分が法7条7号に該当しないと主張については、被告の主張を踏まえて追完する予定である。

第4 義務付けの訴え

本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）に該当し、本件処分が取り消されるべきときは提起できる（同法第37条の3第1項）。

これまで述べてきたとおり、本件処分は取り消されるべきであり、不開示情報該当性もない。したがって、沖縄県教育委員長が開示決定をすべきであることは、本件条例第7条の規定からも明らかである（行政事件訴訟法第37条の3第5項）。

以上より、義務付け訴訟の要件を充足しているから、本件各不開示部分の開示決定を行うよう命ずることを求める。

第5 結語

よって、原告は、本件処分の取消しと、被告に対し本件不開示部分の開示決定

を行うよう命ずることを求める。

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

附属書類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	甲号証写し	各2通
4	訴訟委任状	1通

(別紙 1)

不開示部分目録 1

	公文書の名称	不開示部分
1	沖縄人骨確認・移管検収書及び添付 1 移管台帳	移管台帳の各黒塗り部分のうち、個人に関する情報以外の部分。

以 上

(別紙2)

不開示部分目録2

	公文書の名称	不開示部分
1	令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書	「○令和3年度の計画・特徴等」の第2段落の2行目ないし3行目の黒塗り部分。
2	令和3年度歳出予算事業別概算見積書	15頁の「④ 人骨関係基礎資料調査」の下部の黒塗り部分。
3	同上	16頁の「7 埋蔵文化財関連事業」の下部の黒塗り部分。

以上

1 沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号）

改正 平成14年10月23日条例第46号 平成16年12月28日条例第44号
平成17年3月31日条例第3号 平成18年3月31日条例第22号
平成19年7月20日条例第34号 平成27年12月25日条例第54号
平成29年7月25日条例第17号 令和2年12月28日条例第55号

注 令和2年12月28日条例第55号による改正は、令和3年4月1日から施行のため、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

沖縄県情報公開条例をここに公布する。

沖縄県情報公開条例

沖縄県情報公開条例（平成3年沖縄県条例第31号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第19条）
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等（第20条—第22条）
 - 第2節 沖縄県情報公開審査会（第23条）
 - 第3節 審査会の調査審議の手続（第24条—第30条）
- 第4章 情報提供の推進（第31条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条—第40条）

附則

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行
目次中「第20条」を「第19条の2」に改める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であるとの認識に立ち、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民の参加と監視の下に公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業の管理者及び病院事業の管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第27条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 沖縄県公文書館その他知事が規則で定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行

第2条第1項中「病院事業の管理者」の次に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同

別紙 3

じ。)」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

一部改正〔平成16年条例44号・18年22号・27年54号〕

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する県民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

（1）開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

（2）公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事

別紙3

が認めて規則で定める職にある公務員の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行

第7条第2号ウ中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成14年条例46号・17年3号・19年34号・27年54号・29年17号〕

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示

別紙3

請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内になければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(理由付記)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

(事案の移送)

第15条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第21条第3項及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他知事が規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

別紙 3

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第21条第1項及び第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成14年条例46号・17年3号・27年54号〕

（開示の実施）

第17条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して知事が規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の制度との調整）

第18条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 県の図書館、博物館その他の県の施設又は機関において管理している公文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、この章の規定は適用しない。

（費用負担）

第19条 第5条の規定による請求をして、公文書（第17条ただし書の規定による公文書の写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、知事が別に定めるところにより当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行
第19条中「知事」の次に「又は県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第3章 審査請求等

全部改正〔平成27年条例54号〕

第1節 諮問等

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行
第3章第1節中第20条の前に次の1条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第19条の2 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をすることができる。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行
第20条中「（平成26年法律第68号）」を削る。

別紙3

全部改正〔平成27年条例54号〕

(審査会への諮問)

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成27年条例54号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

一部改正〔平成27年条例54号〕

第2節 沖縄県情報公開審査会

(設置及び組織)

第23条 第21条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ答申し、及び意見を述べることができる。
- 3 審査会は、知事が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

一部改正〔平成27年条例54号〕

第3節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適

別紙 3

当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

一部改正〔平成27年条例54号〕

(意見の陳述)

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに口頭することができる。

一部改正〔平成27年条例54号〕

(意見書等の提出)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

一部改正〔平成27年条例54号〕

(提出資料の写しの送付等)

第27条 審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

一部改正〔平成27年条例54号〕

(調査審議手続の非公開)

第28条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

一部改正〔平成27年条例54号〕

(規則への委任)

第30条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第4章 情報提供の推進

(情報提供の推進)

第31条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握し、その有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(行政資料の積極的収集等)

第32条 県は、県民の求めに応じて正確で分かりやすい情報を迅速に提供するため、刊行物その他の行政資料を積極的に収集し、適正な管理を行うとともに、閲覧のための施設の充実及び行政資料の目録の整備に努め、広く県民の利用に供するものとする。

(出資等法人の情報公開)

別紙3

第33条 県が出資その他財政上の援助を行う法人であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、当該出資等法人の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、その情報の公開が推進されるよう、必要な指導に努めるものとする。

第5章 雑則

（公文書の検索資料の作成）

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（公文書の管理体制の整備）

第35条 実施機関は、公文書の適切な保管及び迅速な検索を行うため、公文書の管理体制の整備に努めるものとする。

（条例の周知）

第36条 県は、県民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、内容等について広く周知を図るよう努めるものとする。

（運用状況の公表）

第37条 知事は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（適用除外）

第38条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされているものについては、適用しない。

（委任）

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第40条 第23条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成17年条例3号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に関する部分の規定は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している公文書については、施行日以後に当該公安委員会及び警察本部長の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 この条例の施行の際現になされている改正前の沖縄県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による公文書の公開請求は、新条例第5条の規定によってなされた公文書の開示請求とみなす。

4 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条第1項に規定する不服申立ては、新条例第20条に規定する不服申立てとみなす。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により沖縄県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、施行日に、新条例第23条第3項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第23条第4項本文の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

（沖縄県個人情報保護条例の一部改正）

7 沖縄県個人情報保護条例（平成6年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「沖縄県情報公開条例（平成3年沖縄県条例第31号）」を「沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）」に改める。

別紙3

注 令和2年12月28日条例第55号により、令和3年4月1日から施行
附則第7項を次のように改める。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

- 7 県が設立した地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成14年10月23日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日条例第44号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の(中略)沖縄県情報公開条例(中略)(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後改正後の(中略)沖縄県情報公開条例(中略)(以下「改正後の条例」と総称する。)に規定する病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年7月20日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条中沖縄県情報公開条例第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年7月25日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 沖縄県情報公開条例施行規則（平成13年11月13日規則第97号）

改正 平成19年10月26日規則第92号

令和元年7月30日規則第53号

（条例第2条第2項第2号の規則で定める機関）

第1条 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第2条第2項第2号の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 沖縄県平和祈念資料館
- (2) 沖縄県立図書館
- (3) 沖縄県立博物館・美術館
- (4) 沖縄県立埋蔵文化財センター

一部改正〔平成19年規則92号〕

（条例第7条第2号ウの規則で定める職）

第2条 条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察職員のうち、同法第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

（条例第16条第1項の規則で定める事項）

第3条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第16条第2項の規則で定める事項）

第4条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条各号に掲げる事項
- (2) 条例第16条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（条例第17条の規則で定める方法）

第5条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力することができる場合は、A3版以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
 - イ ア以外の電磁的記録は、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ イの電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付（ただし、複写が容易である場合に限る。）

（運用状況の公表）

第6条 条例第37条第2項の規定による条例の運用状況の公表は、沖縄県公報に登載して行う。

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成19年10月26日規則第92号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（令和元年7月30日規則第53号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。